

A 様

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	中	根	秀	樹
同	下	山	芳	男
同	高	橋	昭	彦

住民監査請求について（通知）

令和6年3月6日付5世監第205号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

記

法第242条第1項は、普通地方公共団体に対して住民監査請求を行うことができる者を、当該普通地方公共団体の住民に限定している。住民とは当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者であるところ（法第10条第1項）、住民に関する各種行政事務は住民票の記載を基礎として行われることに鑑みると、当該区域内に住所を有するかどうかは、原則として当該地方公共団体に住民票を有するかどうかにより判断すべきであるから、法第242条第1項に規定する住民とは、原則として当該地方公共団体に住民票を有する者をいうと解するのが相当である。

しかしながら、請求人は、本件請求時において■■■■市内に住所を有するというのであり、世田谷区に住民票を有することを認めるに足りる証拠はないから、請求人を法第242条第1項にいう世田谷区の住民と認めることはできない。

よって、本件請求は、法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

世田谷区職員措置請求書

世田谷区長(又は委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨 別紙添付資料

※次の事項について記載してください。(ア～カは必須です)

- ア 誰が(請求の対象とする区長、委員会、委員又は職員)
- イ いつ(具体的な年月日)
- ウ どのような行為を行っているか
- エ その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか
- オ その結果、どのような損害が区に生じているか、又は生じるおそれがあるか
- カ どのような措置を求めるのか

キ 財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過した事案について請求する際は、正当な理由

2 請求者

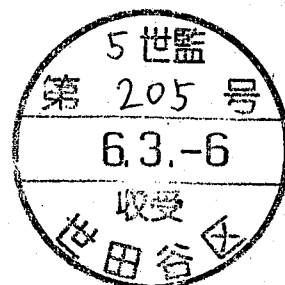
住所

氏名(自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年3月15日

世田谷区監査委員あて



## 経緯

### 世田谷区砧総合支所生活支援課・生活保護(生活扶助・住宅扶助)受給に關しての対応

私は、

転居先住戸に困窮して世田谷区砧総合支所生活支援課の助けを求めました。

この様な事情で

その対応・助け

を求めて、世田谷区砧総合支所生活支援課・さんの対応を頂くことになりました。(令和5年9月1日)

さんから、生活保護に關した資料「生活保護のしおり」【添付資料No 03】・総合支援資金のご案内【添付資料No 04】等を頂き、同時に「おもちゃいただく書類のご案内(指示書)【添付資料No 05】を頂きました。

そこで求められた、お届け資料(令和5年9月4日)を揃えお届け致し、その時、さんから、頂いたお話は、生活保護には、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・その他扶助の4種類在って、今回( )場合、生活扶助と住宅扶助が対象となる事、お話頂き、後日「保護開始決定通知書」(令和5年9月7日)を頂きました。

今回の生活扶助・住宅扶助に關した担当は、さんが担当するとの事で、その作業(転居先を探す方へ)(令和5年9月4日)【添付資料No 06】を頂き、その作業が始まりました。

1. あなたの世帯状況の場合、ひと月の家賃の上限額は、 円です。(※厳守)
2. 契約にかかる次の費用を 円を上限に支給します。
3. 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。詳しい内容を確認させていただきます。
4. 荷物の運び出しは、原則として生活支援課が決めた運送業者が行います。
5. 粗大ごみ処分の手配は計画的に行ってください。
6. 引っ越した後、ガスの器具やカーテンのサイズが合わないなど、元々の生活が続けられない恐れがあるときは、引っ越し前に相談して下さい。
7. 世田谷区内の転居であっても転居先住所によっては担当する生活支援課が変更になる場合があります。
8. 担当する生活支援課が変更となる場合は、転居先の担当者に連絡をする必要があるため、確認にお時間をいただく場合があります。

上記、指示文章に準じて

- 3 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。詳しい内容を確認させていただきます。
- 8 担当する生活支援課が変更となる場合は、転居先のお担当者に連絡をする必要があるため、確認にお時間を頂く場合があります。

※ 今回( )の場合は、8 転居先(区・市)の生活支援課が、「住宅扶助」の支払いが継続して頂けるか、またその支払方法等が相手(区・市)に確認作業を致します。との説明を頂きました。

その後、転居先候補を複数業者の見積書を担当( )さん)にお届けして、さん)のご指示を待ちました。

さん)からのご指示は、幾つか(複数)お届けしている転居先候補の内、「市」と「市」【添付資料No 07】と「市」【添付資料No 08】二つの、転居先「市」・「市」から、其々の生活支援課から確認が取れました(住宅扶助・賃料の支払・代理納付)ので、貸室賃貸契約に、向けた作業を進めて下さい。とのご指示を頂きました。

その中の「市」、生活支援課担当者は、本件・転居先物件(貸室)が、二階に位置するのでその階段の昇り・降りが高齢者(入居予定者)に取つて大丈夫かの確認が必要かな…? とご心配されて居たとのことをお話を添えて 本件、二箇所「市」「市」其々の、生活支援課から、「住宅扶助」の支払が継続して頂けて、その支払方法は「代理納付」して頂ける事が確認できました。との事でした。(令和5年10月23日)

この二つの転居先候補の内、どちらにするかは当事者( )が決めて本件作業を進めて下さいとのご指示を頂きました。(令和5年10月23日)

そして、本件「貸室賃貸借契約書」【添付資料No 09】の締結前に さんにお届けして、その内容を さんが確認し、了解を得て、本件契約締結として頂ければ、敷金・前家賃合わせて、 を支払い致します。との事でした。

さんから今回頂いた、ご指示に準じて、私( )は、砧総合支所生活支援課を訪ねて、本件作業の内、転居先(候補)物件「 」は、既に相手・管理不動産業者から、入居予定住人が高齢(80歳)を超えてる事を理由で、お断りを頂いてるので、本件転居先は「 」とすることを伝え了解を頂きました。

同時に、 さんから、締結前の「貸室賃貸借契約書」【添付資料No 09】 その契約書・賃料の支払方法:「 市役所からの代理納付とする」と記載されてる事を、申し上げ、了解を得て、(令和5年10月30日)一時扶助決定通知書(令和5年10月30日)【敷金・前家賃】 を出して頂き 事務所で、本件「貸室賃貸借契約書」の締結が行われ、「貸し手・借りて側」双方の押印を済ます事が出来ました。

生活支援課指定運送業者・ で、平成5年11月13日 世田谷区 から、転居先・ 市 に引っ越し作業が始まり、その日の内で完了して居ります。

その後、「貸室賃貸借契約書」【添付資料No 09】に準じて、最初の賃料支払が(令和5年12月31日)の 市からの管理業者・指定口座に代理納付されるはずの賃料 が支払(口座入金)が頂けませんでした。

当然・本件、貸室賃貸借契約書相手 から、「賃貸契約保証会社」に賃料不払いで通報される事になり【添付資料No 10】 からは、「当店の賃貸入居予定者の年齢が、80歳過ぎのお客さんは、基本的にお断りしているのですが…」

今回は、賃料の支払が 市からの代理納付との事でしたので、今回に限って受け入れたもので、その支払先が、ここに来て 市からの代理納付で無く変更される事は、「世田谷区砧総合支所生活支援課」と「 市生活支援課」との問題で在ってとの…? 説明を頂いても、貸室賃貸契約書記載事項の不履行であり、騙された事である事には変わりません。

市で在れ、世田谷区で在れ、賃料の代理納付して頂け無い場合は、本件の「貸室賃貸借契約」破棄・解約として頂き、即、部屋の明渡しを求めます。

とのことをお話を頂く事になりました。。

是までの経緯からも明らかな様に全て、 さんの指示・了解を得て、下記の①～③は進められて来た事は経緯記載の通り明らかなのです。

- ① 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。
- ② 「市」「市」から是までの通り、「住宅扶助 」継続される事が確認出来た。
- ③ 貸室賃貸借契約書は、事前に提示( さんに)その内容を確認して了解を得て下さい。

上記の様に全て さんの指示・了解を頂いての、今回の案件遂行であるにも関わらず、その賃料・最初の支払日に 市の代理納付(令和5年12月31日)が為され無い事を さんは、知っていたにも関わらず、賃料支払当事者(借り主・ )には何の連絡も無く、 個人口座に、キヌタフクシジムショ から、 で無く(令和5年12月25日)⇒ と減額された金額が振込送金されて居りました。

※ その賃料の減額される事の連絡・根拠は、下記「保護変更決定通知書」の送付されて来ただけで、その説明は頂けて居りませんでした。

保護変更決定通知書(令和6年1月26日)決定番号 [REDACTED]  
住宅扶助 12月 [REDACTED] 1月以降 [REDACTED]

保護変更決定通知書(令和6年1月26日)決定番号 [REDACTED]  
住宅扶助 2月 [REDACTED] 3月以降 [REDACTED]

※ 決定番号 [REDACTED] 住宅扶助 2月 [REDACTED] この住宅扶助の金額だけが他と異なりますので、その算定根拠の説明を求めます。  
記載の間違ひならば、間違ひを認めて訂正される事を求めます。

※ 私は、世田谷区砧総合支所生活支援課の指示・支援を頂き、(令和5年11月13日)転居引越が済んで、世田谷区の住人でなく、[REDACTED]市の住人(転入手続き済)なのに、未だに世田谷区砧総合支所・保護 変更決定通知書が送付され、届けられて居る事の説明を求めます。

別件で、世田谷区砧総合支所・生活支援課(担当: [REDACTED]さん)から電話連絡を頂きました。(令和6年1月16日)その内容は、[REDACTED]市から [REDACTED]宛に届いてる 介護保険料 決定通知書(納入通知書)の写しが必要となり、令和6年1月23日:午前10:00 ~ に、[REDACTED]転居先・[REDACTED]市 [REDACTED]まで来訪されるとの事でした。

令和6年1月23日 午前11:00 ~ 過ぎに来訪され、[REDACTED]さんの必要な文書【添付資料No 11】を、ご自分で当方のコピー 機を使いコピー(写)を取り終えて、すぐにお帰りになろうとされました。

私は、昨年末(令和5年12月31日)本件貸室の賃料・支払が、[REDACTED]市からの代理納付が為されて無かった事の説明を求めました。

その際、[REDACTED]さんは、何も答えず、答えられないで、常軌を逸してるかのような対応を頂き、二言三言意味の解らない言葉を叫びながら、逃げるようにお帰りになったので、後でメモ(文書)【添付資料No 12】を、お届けして、[REDACTED]さんからの回答【添付資料No 13】を頂きました。

#### [REDACTED]さんからの回答

※ 下記通り、お尋ねして居る案件に、真摯に回答している所は全く無く、本件は、「保護開始決定通知書」(令和5年9月7)・「保護変更決定通知書」(令和5年11月16日)に準じて、本案件は進められて来たのです。

回答書:上記のとおり、[REDACTED]に実際に支払われる扶助費は、通常家賃の額を下回ります。よって、福祉事務所が [REDACTED]の代わりに家賃を支払う事は出来ません。[REDACTED]が家賃の支払いを福祉事務所へ委任するという手続きもしていません。ご自身でお支払いください。との説明(お言葉)を頂いて居ります。

結果として、本案件は、

① 幾つかの(担当者: [REDACTED]さん)にお届けしている転居先候補の内、「[REDACTED]市 [REDACTED]」【添付資料No 07】と「[REDACTED]市 [REDACTED]」【添付資料No 08】二つの、転居先「[REDACTED]市」・「[REDACTED]市」生活支援課から住宅扶助の継続頂ける確認(住宅扶助 [REDACTED]・賃料の支払方法・代理納付)が取れたので、それぞれのどちらかで、貸室賃貸借契約に向けた作業を進めめて下さい。とのご指示を頂きました。

② 貸室賃貸借契約書を、締結・押印し合う前・事前に担当者( )さんに、提示して契約書・賃料の支払方法が「市からの代理納付」と記載されてる事の了解を得て、【一時扶助決定通知書(令和5年10月30日)】を出して頂き、貸室賃貸借契約書・契約締結させて頂いたにもかかわらず、市からの代理納付初日(令和5年12月31日)その支払が頂けませんでした。

③ 貸室賃料の支払が市からの代理納付が為され無い事で、貸室賃貸借契約相手( )の不信を買う事となり、「賃貸契約保証会社」に賃料不払いで通報され、(添付資料No-10-02)(本件「貸室賃貸借契約書・記載事項の不履行」を理由とされ、本件契約を破棄(解約)即、貸室の明け渡しが求められる事になり、本件当事者( )は、再度転居先をさが探して転居しなければならなくなりました。

こうした経緯で、借り主( )は、再度転居先を探さねばならなくなっている事を、生活支援課( )さん)の上司( )さん)はご存知なのでしょうか…?

これ迄の「世田谷区砧総合支所生活支援課」の対応に、信頼・感謝の気持ちで、その作業を進めて参りましたが、今回の(担当・ )さんの回答(お言葉)で、私( )がお尋ねして居る事は、賃料の支払が市からの代理納付とされて居る契約が、その支払日(令和5年12月31日)に、実行され無かったのかをお尋ねしているのです。

そのお尋ねには何も答(回答)えないで、「福祉事務所が の代わりに家賃を支払う事は出来ません。…ご自身でお支払いください。」とのお言葉(回答)を頂きました。

このお言葉(回答)を、頂いた以上、、本案件(担当 )さん)、不当・裏切り行為と受け止めます。

私は、ここ迄、 )さん指示・了解を得て、信頼・感謝してきた「世田谷区砧総合支所生活支援課」の支援・救済が断られたと受け止め、この不当な対応に対して、私なりにその主張の正当性を世に問う事に致しました。

まず初めに「世田谷区職員措置請求書」・「審査請求書(東京都)・其々の機関に(令和6年3月15日)送付・お届けして、その対応を待って、東京地方裁判所(民事)に、再度の転居に係る費用の問題で「損害賠償請求事件」として、提訴してでも、今回の「世田谷区砧総合支所生活支援課」の対応の不当さを世に問う事に致しましたので、ご報告させていただきます。

当然、( )の、再度の転居引越の、その責任はこれまでの経緯から、世田谷区砧総合支所生活支援課の責任である事は、明らかであります。

以下、 )さんからの回答書【添付資料No 13】です。

私がお尋ねしている、問いにお答え頂いてる事は何も無く、全て他人事として、その責任を逃れようとして居る事は、見え々で在ります。

① 介護保険料決定通知書は、生活保護費において介護保険料加算を計上するため、必要な書類です。  
※ 私は、ここでお尋ねさせていただいてる事は、令和5年11月13日に、世田谷区 から転居・ )市 に引越を済ませ、世田谷区から )市の住民(転入手続き済)となり、その証に、 )市 から、令和5年度介護保険料決定通知書が届いているのです。

世田谷区の生活支援課の担当者が何時まで関わり続けられるのか・続けなければならない事情は何なのか、その事情をお尋ねしてるのです。

② 保護費の計算は下の表のとおり行っています。

	12月	1月
① 生活扶助(12月は期末一時扶助( )円が含まれます。)		
② 住宅扶助		
③ 最低生活費(① + ②)		
④ 収入充当		
⑤ 扶助費(③ - ④)		

※ ここでお尋ねして居る事は、保護費の算定表等を求めているのでありません。私の( )さんへのお尋ねの文書をご覧頂ければ、本件お尋ね文書の内容をすり替え、保護費算定計算表何の意味のない事で、こんなことで回答していると考えているのなら担当者( )さんの資質を疑います。

保護変更決定通知書(令和5年11月16日)住宅扶助決定額 が、すでに転居先・( )市( )に移転・引越が済んで、賃料の支払は、令和5年12月31日(令和6年1月分賃料は、( )市が代理納付されるとの、貸室賃貸借契約書に記載されて居るのに、何故、世田谷区砧総合支所生活支援が、令和5年12月・令和6年1月の扶助費の算定の整合性を、お尋ねしてるのです。

③ 回答書:上記のとおり、( )に実際に支払われる扶助費は、通常家賃の額を下回ります。よって、福祉事務所が( )の代わりに家賃を支払う事は出来ません。( )が家賃の支払いを福祉事務所へ委任するという手続きもしておりません。ご自身でお支払いください。

※ ここお尋ねして居る事は、( )市が、代理納付されると、貸室賃貸借契約書・賃料の支払に明記されているのに、その賃料の支払日(令和5年12月31日)に、貸室管理者( )・口座に入金(振込)が無かった事を尋ねているのです。

※ 当然・本件、貸室賃貸借契約書相手( )から、「賃貸契約保証会社」に賃料不払いで通報される事になり【添付資料No 10】( )からは、「当店の賃貸入居予定者の年齢が、80歳過ぎのお客さんは、基本的にお断利するるとにしているのですが・・・今回は、賃料の支払が( )市からの代理納付との事でしたので今回に限って受け入れたもので、その支払先が、ここに来て( )市からの代理納付で無く変更される事は、「世田谷区砧総合支所生活支援課」と「( )市生活支援課」との問題で在ってとの・・・?

説明を頂いても、貸室賃貸契約書記載事項の不履行であり、騙された事である事には変わらず、( )市で在れ世田谷区で在れ、賃料の代理納付が出来ない場合は、本件の「貸室賃貸借契約」破棄・解約として頂き、即、貸室(部屋)の明渡しを求めます。とのお話を頂いて居るのです。

③ 回答書:・・・契約内容に関しては、契約相手にご確認ください

※ ここお尋ねして居る事は、契約内容をお尋ねしてるものではありません。契約書に記載されてる事項の「( )市からの代理納付」が無かった事の経緯をお尋ねさせて頂いてるのです。

結果として、是までの経緯からも明らかな様に全て、( )さんの指示・了解を得て下記の①～③は進められて来たのです。

- ① 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。
- ② 「( )市」「( )市」からは是までの通り、「住宅扶助( )」が継続される事が確認出来た。
- ③ 貸室賃貸借契約書は、事前に提示( )さんにその内容を確認して了解を得て下さい。本件担当者( )さんは、ご自分で指示・了解したとして、本件遂行させてきた責任・自覚が全く無く、全て他人事として、その責任を逃れようとして居る事は、相手・当事者( )に迷惑・負担を強いることとなり、その担当者の責任が問われる事を知るべきです。